



プレスリリース

2013 年 8 月 5 日

日本が ILO 海上労働条約（2006 年）を批准

日本は、ILO 加盟国中 40 番目、アジア太平洋地域では 10 番目の批准国に。

ジュネーブ（ILO ニュース）— 日本政府は、8 月 5 日、海上労働条約（2006 年）の批准を国際労働機関（ILO）の事務局に登録した。

日本の批准によって、世界の船舶総トン数の 70.7%及び 120 万人と推定される世界の船員の 50%以上を代表する ILO 加盟国が、来る 8 月 20 日に発効する海上労働条約のディーセント・ワーク基準の達成に取り組むこととなる。

日本は、ILO 加盟国の中で 40 番目、アジア太平洋地域ではシンガポール、オーストラリア、フィジー、キリバス、マーシャル諸島、パラオ、フィリピン、ツバル及びベトナムに続いて 10 番目にこの国際条約を批准した国となる。

新条約は、船員の訓練及び資格証明、船舶の安全及び保障、並びに船舶による汚染防止に関する国際基準を規定した国際海事機関（IMO）の主要条約を補完する国際法的枠組みの「第四の柱」となる。海上労働条約（2006 年）が 2013 年 8 月 20 日に発効すると、船員にディーセントな労働・居住条件を確保することが、質の高い船主であることの主要な指標の一つとなる。

日本は、2006 年 2 月の海上労働条約採択につながった 6 年近くに及ぶ集中的な政労使三者会合において、重要な指導力を発揮した。日本は世界第二の船主国であり、登録トン数では上位 10 に入る旗国である。

日本はまた、寄港する外国籍船に対し条約要件の遵守状況を監督するポート・ステート・コントロールの点においても重要国であり、アジア太平洋地域にある 18 の海事機関を統括する最も活発な地域のポート・ステート・コントロールに関する東京覚書の事務局をホストしている。

批准書の寄託にあたり、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部の平嶋壮州参事官は、次のように述べた。「日本政府を代表して、**2006 年海上労働条約**の批准書を提出します。日本は、条約批准国の一員として、その義務を誠実に遂行する決意を表明します。日本の批准は、国際海運市場において一定の水準を維持しながら、船員の労働環境を改善する同条約の大義を進展させる上で、重要な一步となるものと信じます。日本は、海上労働条約の策定プロセスにおいて副議長国として主要な役割を果たして来ました。そして、同条約の効力を最大化し、より高水準の批准を達成するために、各加盟国の全ての利害関係者から寄せられた意見を注意深く考慮し、条約の討議に積極的に参加してきました。日本は、世界の主要海運国の一つとして、海上労働条約の目的が広範な批准によってやがて実現されることを祈念し、また、海運業の発展のために寄与し続けるでしょう。」

日本による **2006 年海上労働条約**の批准書を受領するに当たり、クレオパトラ・ドゥンビア＝ヘンリーILO 国際労働基準局長は次のように述べた。「**2006 年海上労働条約**が発効する約 2 週間前に日本のような重要な海運国が当条約を批准することは、世界の海運業における主要なプレーヤーが、海上労働における雇用に関する新たな規制枠組みを支持する準備ができていることを明確に示すものです。日本は、島国として、また、アジアの最たる先進工業国として、海洋貿易すなわち信頼できる効率的な船舶輸送に依存しているのです。」

「日本は、**2006 年海上労働条約**を批准することにより、日本の海運業の競争力を促進し、その優越性を維持する上で、この新たな世界基準が果たす決定的な役割を認識しているのです。」「最終的にこの新条約の採択に至る長期間の準備作業に積極的かつ建設的に関与して下さった日本政府に対し、感謝の念を表明します。さらに、日本の批准がアジア太平洋地域における他の重要旗国の条約批准への道を拓くことになる、と固く信じています。」

2006 年海上労働条約は、条約発効の二要件の一つである 30 カ国目の批准から 1 年後の **2013 年 8 月 20 日**に発効する。（批准国が世界の総船腹量の **33%**を代表するというもう一つの発効要件は **2009 年**に達成されている。）**2012 年 8 月 20 日**以降の批准国については、批准から **12 ヶ月**後に発効する。

詳細は、以下の海上労働条約サイト（英語）をご参照ください。